

の死刑に處せられたる時は、その子は皆殺害すとし、八年足輕中村四郎右衛門が斬に處せられた際、その養子も養子の子も斬せられた。又元祿八年代官下代松井武左衛門が斬せられた時、四子皆殺害せられたが、その中の一人は他家に養はれてゐたものであつた。又犯罪者の牢死後、その刑の死に當るべき者であつたといふので、天保六年足輕中村八兵衛の四人の子が殺害せられた。しかし、享保十六年足輕吉村豊右衛門は、固より死刑に當るものであつたが、牢死した爲にその子を三所御構追放代刑にし、それが爾後の例になつた。又父を死刑とする時は、三人の男兒を連座せしめねばならぬから、父の刑を三所御構代刑にして、子を無罪とした寛延三年足輕林市左衛門の如き場合もあつた。

(三)士分の連座—犯罪者が士分即ち歩並以上なる時、死刑の父に對し男子の連座すべきことは、延寶二年の令に見え、犯罪者が死刑の判決前に自害しても、子の切害せられた寶永元年御算用者笠松十郎の如き場合がある。死刑以下の追放でも男子が連座した例には、正徳二年定番御馬廻組の土堀口彌太郎の場合があるが、他家に養はれてゐる子は不問に附せられた。刑の執行前犯罪者が牢死した爲に、子の連座を宥したこともある。享保十九年御算用者松江次郎左衛門は死一等を減じて流刑とし、その子も連座流刑とする宣告を受けてゐたが、執行前牢死した爲に子は宥された。

藩末に至り父の死刑又は流刑に連座して流刑となるべきもの幼年なる時は、十五歳まで執行を延期し、その間犯人の流謫の地に在つて死んだ時、又はその子が許可を得て剃髮した時は、連座を宥された。

時、連座を宥された。

蓮壽 大聖寺願成寺の僧。越賀雜記に、九月廿一日附坪坂伯耆宛所の蓮壽の消息を載せるのは、天正元年のものである。

蓮舟寺 羽咋郡羽咋に在つて、眞宗東派に屬する。

聯珠合璧 一冊。加賀永山平太政時の著した椿園詩鈔と、越中山田宣子昭の著した新川詩鈔を合はせたもので、明治十二年刊行せられてゐる。

蓮照 諱は應立。學本坊と號し、本願寺存如の五男であつた。青蓮院尊應の門に學び、長祿元年存如示寂の後、加賀に下つて能美郡津波倉村本蓮寺に居り、三年同郡大杉に圓光院を開創した。後蓮如の病篤きに及び山科に上り、文龜三年三月廿六日その地で歿した。世壽七十一。圓光院は今圓光寺と稱し、應立の手跡は石川郡善性寺所藏の正信偈大意に遺されてゐる。

蓮乘 諱は兼鎮。蓮如の二男で、童名を光養丸、公名を左衛門督と稱した。文安三年を以て生まれ、寛正六年北國に下り、如乘宣祐の後を承けて、越中井波の瑞泉寺、加賀二俣の本泉寺を兼攝し、遂に若松本泉寺に隱棲した。永正元年二月廿一日示寂。壽五十九。

廉正院 神谷長治の女で、前田利常に養はれたもの、法號。詳しくは廉正院釋貞幹法尼。

蓮靜院 加賀藩主第二代前田利長の女孀の法號。詳しくは蓮成院妙

蓮昌寺 金澤卯辰高町に在つて、日蓮宗に屬する。山號は普香山。天正十年日壽之を越前府中に創立し、その弟子日祐の時、慶長十八年寺地を金澤關助馬場に受け、次いで卯辰油木山に移つたが、萬治元年火災に罹り、更に如來寺の遺址に轉じた。これ即ち今の地であるといふ。

蓮照寺 江沼郡月津にあつて、眞宗西派に屬する。

蓮聖寺 鹿島郡三室に在つて、眞宗西派に屬する。

蓮生寺 河北郡忠繩に在つて、眞宗東派に屬する。初め道場であつたが、明治二年八月寺號の公稱を許され、四十三年七月同地の良圓寺を併合した。

蓮淨寺 鹿島郡中島に在つて、眞宗東派に屬する。

蓮心 蓮恵の子。童名幸壽、公名刑部卿、諱は言惠。能美郡本蓮寺に住し、乗縁坊と號した。永祿八年十一月十三日寂。

蓮心寺 金澤に在つた日蓮宗寺院で、延寶五年破却を命ぜられた。↓ニツシュン 日俊。

蓮崇 又蓮宗にも作り、通稱安藝。下間氏を稱し、本願寺蓮如門下の一人である。蓮崇がいつから蓮如に隨從したかは、諸種の問題の觸れる所であるが、蓮如上人縁

起には、「この人生國は越前國淺水の人にて、心さがしき人にて侍し間、安藝と人々申ける。上人かの國(越前)に入りたまふ初より近き奉り、御教化を蒙り、吉崎御坊の茶所にありて、一文不通の人なるが、晝夜ひまなく手習學問して、四十の年よりいろはを習ひ、後には眞物を書き習ひ、聖教等をも書寫し、淨土の法門心につけて、才覺の人となりて、奉公を一段心にかげられ候あひだ、上人の御心になんかへる玄求・丹波は傍に成て、安藝々々とぞめされける。」とし、又蓮崇が蓮如の近松時代からの徒弟たることを證すべきものには、紫雲殿由縁記・眞宗懷古録の如きがある。思ふに今瓶子屋御書として傳へられるものは、蓮崇が文明五年の手記に係り、それを見ると蓮崇が吉崎以後隨從して手跡を學んだとする説を信用し得ぬ。文明七年八月八日蓮如裏書の親鸞聖人繪傳(京都常樂寺藏)には願主越前國葦羽郡北庄濱釋蓮崇と記されるが、この年蓮崇は蓮如の使者として越前大野に赴き、朝倉經景と碁を圍んで爭論し、爲に八月下旬蓮如の吉崎を退去せざるべからざる因を醸した。是を以て蓮崇は勘當せられ、後加賀の湯涌に居を構へたが、國人に攻められてまた越前に隠れ、次いで屢その罪を赦されんことを請うたが目的を達せず、終に明應八年三月蓮如の病篤き時に及んで僅かに謁することを得たといふ。↓ヘイジャゴシヨ 瓶子屋御書。

蓮誓 諱は康兼。童名光玉丸、公名三位、光專坊とも光剛坊とも稱し、蓮如の四男である。康元元年を以て生まれ、江沼郡の山田光教寺・浦野坊・九谷坊及び越中の中田坊を創めた。大永元年八月七日示寂、壽六

九一五

九一五